

官報

号外 平成八年四月十二日

○第百三十六回 衆議院會議録 第十七号

平成八年四月十二日(金曜日)

議事日程 第八号

平成八年四月十二日

正午開議

- 第一 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 林業労働力の確保の促進に関する法律案(内閣提出)
- 第三 木材の安定供給の確保に関する特別措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 林業労働力の確保の促進に関する法律案(内閣提出)
 - 日程第三 木材の安定供給の確保に関する特別措置法案(内閣提出)
- 議員佐藤守良君逝去につき弔詞を贈呈することとし、弔詞は議長に一任するの件(議長発議) 宮澤喜一君の故議員佐藤守良君に対する追悼演説
- 民事訴訟法案(内閣提出)及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時四十分開議
○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

- 日程第一 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 林業労働力の確保の促進に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 木材の安定供給の確保に関する特別措置法案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、日程第二、林業労働力の確保の促進に関する法律案、日程第三、木材の安定供給の確保に関する特別措置法案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長松前仰さん。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
林業労働力の確保の促進に関する法律案及び同報告書
木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔松前仰君登壇〕

○松前仰君 たいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、三法律案の主な内容について申し上げます。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案は、地域の林業を担うべき者を育成することが急務となっていることにかんがみ、林業改善資金制度に新林業部門導入資金を新たに設けるほか、農林漁業金融公庫からの資金の貸し付けの特例を設ける等、林業経営基盤の強化を促進するための措置を講じようとするものであります。

林業労働力の確保の促進に関する法律案は、林業労働力の確保が急務となっていることにかんがみ、事業主が一体的に行う雇用管理の改善と事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じようとするものであります。

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案は、木材産業につき大規模化によるコストの低減を図ることが急務となっていることにかんがみ、森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保するため、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講じようとするものであります。

これら三法律案は、去る四月五日日本会議において趣旨説明及びこれに対する質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月九日大原農林水産大臣から三法律案の提案理由の説明を聴取し、昨十一日に質疑を行いました。

質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、三法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、これら三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

弔詞贈呈の件

○議長(土井たか子君) 御報告することがあります。

議員佐藤守良さんは、去る三月七日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

つきましては、佐藤守良さんに対し、弔詞を贈呈したいと存じます。弔詞は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰され、さきに通信委員長に就任された議員正三位勲一等佐藤守良君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

故議員佐藤守良君に対する追悼演説

○議長(土井たか子君) この際、弔意を表するた

○宮澤喜一君　ただいま議長から御報告がございましたように、本院議員佐藤守良先生は、去る三月七日、急逝されました。

七日未明、体の不調を訴えられ入院されたとのことでしたが、直前まで先生の元気なお姿を拝見しておりましただけに、この訃報は余りにも突然のことであり、ただ茫然としていまだ信じがたい思いであります。

私は、ここに諸君の御同意を得て、議員一同を代表して、先生の御遺徳をしのび、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

にお生まれになりました。先生の父君憲徳氏は、地方政界で活躍された人格識見ともに豊かな方であり、その父君の感化と御母堂の薫陶を受けられて少年時代を過ごされた先生は、長じて、尾道商業高等学校を経て、中央大学法学部に進まれました。

学徒出陣により學業を中断された後、終戦とともに大学に復學された先生は、卒業に当たつて元最高裁判所長官田中耕太郎博士の推薦により、郷里の大先輩であつた永野護先生の秘書として前後十年余り仕えられ、その後永野先生が運輸大臣に就任されるや、その秘書官となり、実務多端な大臣を支えて挺身されました。このころから君の手腕は広く政財界に知られるようになったのであります。

このように長い秘書生活を通じて得た信念と経験を国政に具現すべく、先生は、昭和三十五年十一月の第二十九回総選挙に「積極進取の気風に言ひ、親しみのある政治」を掲げて、無所属で立候補し健闘されましたが、志を達することができず惜敗されました。

自後、先生にとってはまさに雌伏のときが続いたと言えましょう。しかし捲土重来、昭和四十四

年の第三十二回総選挙では、年来の宿願を達成し
て見事に本院の議席を得られたのであります。
(拍手)そして、以来連続して当選すること九回、
逝去まで在職二十六年五カ月の長きに及ばれまし
た。

本院議員となられた先生は、運輸、内閣、商工等各般の分野に幅広く活躍されましたが、とりわけ、先生は通信分野に大変御造詣が深く、かつ、時代の先を見る確かな目を持っておられました。昭和五十八年には、来るべき高度情報社会の到来に備えて、自民党内にニューメディア促進議員連盟を結成、みずからその副会長・事務局長に就任し、今日も高く評価されている情報社会の将来についての報告をまとめられました。

の農林水産大臣として入閣されました。当時、二百海里經濟水域の設定が世界の大勢となる中、我が国とソビエト社会主義共和国連邦との漁業交渉は難航を極めておりました。先生はみずからモスクワに赴かれ、カーメンツェフ漁業相と持ち前の粘り強さで交渉に当たられ、一時中断も心配されながら、ついに交渉を見事に打開され、妥結へ導かれたのであります。（拍手）

第二次海部内閣では国土庁長官に就任、土地問題の解決に力を尽くされ、さらに政界再編成後の羽田内閣では北海道・沖縄開発庁長官に就任され、その才腕を存分に発揮されたのであります。

先生は、郷土を殊のほか愛し、絶えず郷土の發
展のため心を砕き、胛身を惜しまず奔走された方
でありまして、先生が残された業績は枚挙にいと

まがありません。一昨年十月のはえある永年表彰の日、「本四架橋・新尾道駅・東福山駅・広島新空港などが陽の目をみた時の郷里の皆さんの笑顔が今も脳裏に焼き付いております。」と、郷土の人々と喜びを分かち合えることが無上の喜びである旨を語っておられた姿が眼前にほうふつとし、胸が迫る思いでございます。それだけに、郷里にあつて先生を柱とも思い、敬慕してやまない人々

の落胆はいかばかりでございましたか。

思へば三十年の年月、お互いに十回の選挙を戦いました。しかし、この間、君は私に対して私憤を発せられたことは一度もありませんでした。互いに切磋琢磨しつつ、それが君子の争いであったことに、先生に改めて感謝いたします。（拍手）そして、それだけに、今、好敵手を失った虚脱感を感じ得ません。

激動する九〇年代にあつて、我が国は、内政外交ともに極めて多事多難な状況に直面しており、国会に課せられた使命がいよいよ重きを加えようとするとき、政治家として円熟、練達の域に達し、一層の御活躍を期待されていた先生をこの議場から失うことは、新進党はもとより、本院にとつても、国民にとつても、まことに大きな損失と申さなければなりません。（拍手）

ここに、護んで佐藤守良先生の生前の御功績を
たたえ、その人となりをしるのび、重ねて心から御
冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。
(拍手)

民事訴訟法案（内閣提出）及び民事訴訟法の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
(内閣提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣長尾立子さん。

〔國務大臣長尾立子君登壇〕

○**国務大臣(長尾立子君)** 民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の民事訴訟法は、明治二十三年に制定されましたが、大正十五年に全面的に改正されましたが、基本的には、大正十五年改正当時の手続の構造が維持されております。

しかし、その後の社会の変化や経済の発展等に

規律については、現在の社会の状況に適合していい部分が生じております。また、裁判に時間と費用がかかる等の民事訴訟の現状に対するさまざまな問題点が指摘されている状況にあります。

そこで、民事訴訟法案は、これらの問題点に對
処する見地から、民事訴訟を國民に利用しやす
く、わかりやすいものとするために、新たな民事
訴訟法を制定し、民事訴訟手続の改善を図ろうと
するものであります。

以下、この法律案の要点について申し上げます。

と、第一は、争点及び証拠の整理手続を整備することです。

適正かつ迅速な裁判を実現するためには、事件の争点は何であるかを早期に明確にする必要があるりますが、現行法においては、争点及び証拠の整理の手続についての規定が不十分であります。そこで、これを改め、争点及び証拠の整理のための手続の種類を多様化するとともに、その内容を充実する等の整備を図ることとしております。

第二は、証拠収集手続を拡充することでありま
す。

現行法の文書提出命令等の証拠収集の制度は、当事者が充実した審理に向けて準備をするための手続として十分なものとは言えない状況にあります。そこで、文書提出命令の対象となる文書を拡張するとともに、その手続を整備するなど、弊害が生じないように配慮しながら、証拠収集手続を拡充することとしております。

第三は、少額訴訟手続を創設することでありま
す。

現行法は、少額事件を訴額に見合つた経済的負担で迅速に解決するための手続としては、十分なものとは言えない状況にあります。そこで、請求額が三十万円以下の金銭の支払い請求事件について、原則として一回の期日で審理を遂げ、即日判

平成八年四月十二日 衆議院會議録第十七号

民事訴訟法案外一案の趣旨説明に對する目沼次郎君の質疑

四

に基づき、提示手続と相まって、裁判所の客観的かつ公正な判断により提出義務の有無を決定すべきと考えます。

また、公務秘密文書の中には内閣や国会議員の職務上の秘密や外交・防衛上の秘密など、あるいは裁判所への提示ですら検討を要する機密事項もあるでしょう。しかし、その場合には議院証言法との関連を検討するなど例外規定を考えればよいと思いますが、政府の御見解はいかがでしょう。か。いづれにせよ、公務秘密文書と文書提出命令との関係を規定する今回の法案部分は、複雑かつ不明瞭であり、情報公開法との関連など極めて不十分な検討であったと思えてなりません。

また、文書提出義務を負わない文書として「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」、いわゆる自己使用文書が挙げられたことも問題です。この概念のあいまいさが最大の理由となっていて、裁判の現場で激しい議論となり、混乱が生じていたのです。「専ら」という言葉があるものの、概念のあいまいさをそのまま残した法律は、現場の混乱を解消するものとは言えず、問題の先送りです。政府はこれでも改正だとお考えですか、お伺いいたします。

もう一つ大きな問題は、弁論準備手続を原則非公開の密室審理とした点です。

訴訟の争点を早く整理し、法廷では証人調べを集中して行えるようにすることは、書面交換の儀式と批判されてきた法廷のあり方を変えて、審理を促進するものであり、弁論準備手続の効用も少なくありません。しかし、争点及び証拠の整理を目的とする手続とはいえ、準備書面を提出させ、文書の証拠調べもできるとなれば、そこでは単なる当事者間の主張の突き合わせにとどまらず、実際には法律論争を含めた裁判の行方を決めるやりとりほとんどが終了してしまうことも予想されます。

その上、当事者以外にも裁判に重大な関心や利害関係を有する場合や国民的関心の高い事件も少

なくありません。このような訴訟が公正に行われるためには、国民の監視が不可欠であります。裁判の公開原則が憲法で保障されている理由もここにあります。裁判の充実や審理の促進の名のもとに、不透明な密室の裁判が恒常化するようなことがあってはならないと考えます。裁判の公正を確保するために、公開原則の趣旨は尊重されなければならず、弁論準備手続も傍聴自由を原則とすべきであると考えますが、総理の御見解を求めます。

最後に、最高裁判所への上告理由が現行より制限され、結果的に当事者救済の道を狭くした点に強い疑問を抱きます。

なぜ最高裁判所への上告制限を行ったかが不明瞭であります。仮に最高裁判所の裁判官不足ないし負担減を理由とするものであれば、上告制限に賛成することはできません。法による適正な紛争解決の必要性は今後ますます増大するでしょうし、国民の司法への期待もこれに伴って拡大すると思います。法改正の目的が、訴訟手続が時代の要請にこたえるためであるならば、司法の規模・容量を人的、物的に拡大することこそ正しい法改正の方向というべきではないでしょうか。

総理の御見解を求め、質問を終わります。

(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 目沼議員にお答えを申し上げます。

まず、公務上の秘密文書の定義と文書提出の承認拒絶の要件を法律に明記すべきであるとの御指摘でありましたが、本法律案におきましては、その定義については「公務員の職務上の秘密に関する文書」として、承認拒絶の要件につきましては、文書を提出することにより「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合」として規定をいたしております。この定義及び要件をさらに具体化するということにつきましては、行政情報公開のあり方という大

な問題にかかわる事柄であり、民事訴訟手続の場合におきまして現段階で対処することは適当ではないと思います。

次に、行政文書の提出の問題と公務員の証人尋問の場合を同列で考えることの妥当性についてお尋ねでありましたが、現在の民事訴訟法におきまして、公務員の職務上の秘密について尋問する場合に監督官庁の承認を要するとしております。その趣旨は、その事項が公表されることによって公共の利益が害され、または公務の遂行が著しく害されるのは適当ではないということにあると思います。証人尋問と文書の提出は、その方法の違いはありますが、事実が公表されるという意味で実質的に同様であり、文書提出の制度におきましては、公務員の職務上の秘密に関する文書については証人尋問の場合と同様の考慮が必要になると思います。

弁論準備手続の傍聴につきましては、この法律案は、公開の法廷で争点の整理を行う手続として準備的口頭弁論を設けております。しかし、多種多様な事件の中には、公開の法廷では争点の整理を円滑に行うことが困難なものも少なくありませんので、必ずしも公開を要しない手続として弁論準備手続をも設けております。また、弁論準備手続におきましては、当事者が傍聴を求められる場合には、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると裁判所が認める場合を除いて、その傍聴を許さなければならぬこととして、当事者の立場にも配慮いたしております。したがって、弁論準備手続の傍聴についてのこの法律案の内容は適切なものだと考えます。

次に、最高裁判所に対する上告及び司法の規模等の拡大については、今回の改正は、司法の規模等の拡大という御指摘の問題とは別に、最高裁判所に対する上訴の制度を手続面から見直すものであります。上告制度につきましては、憲法判断や法令解釈の統一という最高裁判所の本来の使命を十分に果たしていただくために上告受理という制

度を採用するものでありますし、あわせて同様の趣旨から、新たに決定に対する許可抗告の制度をも採用することとしたしております。この両者が相まって、時代の要請にこたえ得ると考えております。

残余の質問については、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣長尾立子君登壇)

○国務大臣(長尾立子君) 目沼議員にお答えを申し上げます。

まず、本法律案における公務員の職務上の秘密に関する文書の取り扱いについて、国民の支持を得られないのではないかと御指摘及びこの点についての国会における審議に關してのお尋ねであります。本法律案は、民事訴訟において当事者が十分に主張立証をすることができるようになり、充実した審理を実現するためには、裁判に必要な証拠を現行制度よりも集めやすくなる必要があるとの観点から、文書提出命令の対象となる文書の範囲を、現行法のような限定的なものではなく、文書一般に拡大することとしております。

このように、文書の提出義務を一般化するに当たり、証言義務については、現行法上、職務上の秘密について公務員を尋問するときは監督官庁の承認が必要とされ、承認がない場合には証言を拒むことができることとされていることから、公務員の職務上の秘密に関する文書につきましても、その提出について監督官庁の承認を要することとしております。

このような考え方は、刑事訴訟法における押収、証人尋問などにおいてもとられており、この趣旨から、今回の改正は、このような現行制度の考え方の枠内で提出命令の対象となる文書の範囲を拡大することとしたものでありまして、証拠収集手続の拡充について相当の前進が図られているものと考えております。

御指摘のように、行政情報公開につきましては、現在、さまざまな議論がされているところ

あると承知いたしております。この問題は、行政情報の公開のあり方という大きな問題にかかわる事柄でありますので、その議論の結果等を踏まえまして、必要があれば、今後これとの整合性を図る見地などから改めて所要の検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしまして、御指摘の点につきまして、十分な御審議をいただきますようお願いいたします。

次に、公務員の職務上の秘密に関する文書を裁判所の提示手続の対象としなかった理由について御説明いたします。

本法律案は、ただいま申し上げましたように、職務上の秘密に該当するかどうかの判断は監督官庁がするという枠組みの中で文書提出命令の対象となる文書の範囲の拡大を図ったものでありますので、公務員の職務上の秘密に関する文書につきましては裁判所の提示手続の対象としなかったものであります。

次に、公務員の職務上の秘密の取り扱いについて、秘密の種類などに応じて例外規定を設けることとすればよいのではないかと御指摘でありましたが、この点につきましては、先ほども申し上げましたように、行政情報の公開のあり方という大きな問題にかかわる事柄でありますので、これについての議論の結果等を踏まえ、今後、必要に応じて所要の検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、いわゆる自己使用文書は、外部の関係のない者に見せることを予定しない文書でありまして、それが後に文書の所持者の意思に反して公表されるとすると、文書の所持者が著しい不利益を受けるおそれがあると考えられます。今回の改正は、文書の所持者が不当に不利益を受けることがないよう配慮しつつ文書の提出義務を一般化することとしたものでありまして、これにより、証拠収集手続の拡充について相当の前進が図られているものと考えております。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
法務大臣 長尾 立子君
農林水産大臣 大原 一三君

出席政府委員

法務省民事局長 濱崎 恭生君

○議長の報告

(報告書受領)

一、昨十一日、内閣から次の報告書を受領した。
平成七年度第三・四半期における国庫の状況
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
文教委員

辞任

補欠

西 博義君 川島 實君
川島 實君 西 博義君

農林水産委員

辞任

補欠

七条 明君 林 幹雄君
木幡 弘道君 鮫島 宗明君
畑 英次郎君 白沢 三郎君
山岡 賢次君 石破 茂君
永井 哲男君 濱田 健一君
白沢 三郎君 畑 英次郎君
林 幹雄君 七条 明君
石破 茂君 山岡 賢次君

通信委員
北橋 健治君 補欠 山岡 賢次君
山岡 賢次君 北橋 健治君

労働委員
柳田 稔君 補欠 畑 英次郎君
畑 英次郎君 柳田 稔君

予算委員
村岡 兼造君 補欠 萩山 教嚴君
石田 勝之君 中野 寛成君
川島 實君 倉田 栄喜君
中野 寛成君 長浜 博行君
倉田 栄喜君 村岡 兼造君
萩山 教嚴君 石田 勝之君

議院運営委員
岸本 光造君 補欠 佐藤 剛男君
佐藤 剛男君 岸本 光造君

(議案付託)
一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
労働委員会 付託
公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
建設委員会 付託

(議案送付)
一、昨十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案
航空法の一部を改正する法律案
新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律案

正する法律案

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案
国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

平成八年度一般会計予算

平成八年度特別会計予算

平成八年度政府関係機関予算

平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

(質問書提出)

一、昨十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
日米安保条約等に関する質問主意書(山本拓君提出)

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成八年二月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

(林業改善資金助成法の一部改正)

第一条 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「方式」の下に「を導入し、新たな林業部門の経営を開始し、を、林業生産高度化資金」の下に、新林業部門導入資金を加える。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「新林業部門導入資金」とは、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方法を導入

し、新たな林業部門の経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

第三条第一項、第四条及び第五条第一項中「林業生産高度化資金」の下に、「新林業部門導入資金」を加える。

第八条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 新林業部門導入資金の貸付けは、その申請者が申請に係る新林業部門導入資金をもつて森林施業の方法及び木材以外の林産物の生産の方式を導入し、新たな林業部門の経営を開始することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

(林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正)
第十二条 林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法

第一条中「林業経営の改善」を「育成すべき林業経営の経営基盤の強化」に改める。

第二条第一項中「林業経営の改善」を「林業経営基盤の強化」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(基本構想)

第二条の二 都道府県知事は、基本方針に即し、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想(以下「基本構想」という。)を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 林業経営基盤の強化に関する目標
- 二 林業経営の規模、生産方式等に関する林業経営の類型ごとの指標
- 三 木材の生産及び流通の合理化に関する目標

3 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三条第一項中「林業」を「前条第四項の規定による公表があつた基本構想に係る都道府県の区域内において林業を」に改め、「当該林業経営改善計画の対象とする森林の所在地を管轄する」を削り、同条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「林業経営を改善するために」を「前号の目標を達成するために」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に関する目標

第三条第三項第一号中「に記載された前項第二号の措置が基本方針に即した」を「基本構想に即した」に改め、同項第三号中「若しくは第二項又は第六条第一項第一号を」、第二項若しくは第三項、第六条第一項第一号又は第九條第一項に改める。

第四条第一項及び第二項中「都道府県知事は」の下に、「第二条の二第四項の規定により基本構想を公表した場合には」を加え、同条第四項第一号中「に記載された前項第二号の措置が基本方針に即した」を「基本構想に即した」に改める。

第五条第一項及び第二項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改め、同条第三項中「前二項を」前二項に、「林業等振興資金融通暫定措置法を」林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に、「及び第二項を」から第三項まで「に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を

受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第三号の措置(森林(森林とする土地を含む。))の取得についての措置であつて林地保有の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限り、)を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の三に掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限(据置期間を含む。))及び据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、それぞれ三十五年以内及び三十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

第六条第一項第一号中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改める。

第七条第七項の表第四項第六項の項中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改める。

第九条中「第四条第二項第二号に掲げる法人との共同の申請に基づき同項の認定を受けた素材生産業者を営む者」を「第三条第一項の認定を受けた者であつて当該認定に係る林業経営改善計画に従つて林業経営の規模を拡大したものに改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(林業改善資金助成法の特例)

第九条 林業改善資金助成法第二条第一項の新林業部門導入資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。))は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の一借主との限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の林業等振興資金融通暫定措置法(以下「旧法」という。))第三項第一項又は第四條第一項若しくは第二項の認定の申請をしている者に対しては、従前の例により認定を行うことができる。

第三条 この法律の施行前に旧法第三項第一項又は第四條第一項若しくは第二項の規定による認定を受けた者(前条の規定により従前の例によることとされる認定を受けた者を含む。))は、第二条の規定による改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法第三項第一項又は第四條第一項若しくは第二項の規定による認定を受けた者とみなす。

(農林漁業信用基金法の一部改正)

第四条 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改め、同条第二項中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に、「林業等振興資金暫定業務」を「林業等資金暫定業務」に改める。

(地方自治法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第三第一号(八十二の二)

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十三条の十四第八項

三 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)附則第二十八項及び第三十項

四 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第七十八條の四第三項第二号

五 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)附則第五條の五

(林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)

第六條 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「第二條第二項」を「第二條第三項」に改める。

附則第四條中「第二條第三項」を「第二條第四項」に改める。

理由

最近における林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、林業経営基盤の強化を促進するため、林業改善資金制度について新林業部門導入資金を設けるほか、育成すべき林業経営の目標を達成するため計画的に林業経営の改善を図ろうとする者に対し、農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、近年の我が国の林業を巡る厳しい情勢の下において、地域の林業を担うべき者を育成することが急務となつてゐることにかんがみ、林業経営基盤の強化を促進するため、林業

改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

1 林業改善資金助成法の一部改正

林業改善資金の貸付金として、森林施業の長伐期化に伴つて特用林産物の生産との複合経営を開始するのに必要な新林業部門導入資金を創設すること。

2 林業等振興資金金融通暫定措置法の一部改正

(一) 本法の題名を、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に改めるものとする。

(二) 本法の目的を、育成すべき林業経営の経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通に関する措置を講ずることにより、林業並びに木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することに改めるものとする。

(三) 農林水産大臣は、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針を定めなければならないものとする。

(四) 都道府県知事は、基本方針に即して、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想を定めることができるものとする。

(五) 都道府県知事は、林業を営む者が作成した林業経営改善計画が基本構想に照らして適切である場合に限り、その認定をするものとする。

(六) 林業経営改善計画の認定を受けた者に対して、農林漁業金融公庫資金のうち森林の新林業部門導入資金及び林業改善資金のうち新林業部門導入資金について、それぞれ償還期限の延長等を適用するとともに、林業経営改善計画に従つて林業経営の規模を拡大した場合に、固定資産の特別償却を適用するものとする。

3 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、林業経営基盤の強化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
平成八年度一般会計予算(農林水産省所管)に、七億二千七百万円が計上されている。

右報告する。

平成八年四月十一日
農林水産委員長 松前 仰
衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)
林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、林業経営基盤の強化の促進に遺憾なきを期すべきである。

記
一 農林水産大臣は、基本方針の策定に当たつて、二十一世紀の我が国林業を担う林業経営主体のあるべき姿を明確に示すとともに、都道府県知事が策定する基本構想に地域の特性が十分に反映されるよう指導すること。

二 複合経営の推進に当たつて、森林レクリエーション関連事業等特用林産物の生産以外の複合経営の推進にも配慮すること。

三 林業経営改善計画の認定並びに林業改善資金及び農林漁業金融公庫資金の貸付けに当たつて、市町村、森林組合その他関係機関との連携・協力を一層強化するとともに、林業者等の

事務負担が増加しないよう、極力、事務手続きの円滑化に努めること。

右決議する。

林業労働力の確保の促進に関する法律案
右
国会に提出する。

平成八年二月十三日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

目次
第一章 総則(第一條、第二條)
第二章 基本方針及び基本計画(第三條、第四條)
第三章 事業主の改善措置(第五條、第十條)
第四章 林業労働力確保支援センター(第十一條、第二十九條)
第五章 雇用管理者等(第三十條、第三十一條)
第六章 罰則(第三十二條、第三十五條)
附則
第一章 総則

(目的)
第一條 この法律は、林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じ、もつて林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「林業労働者」とは、造林、保育、伐採その他の森林における施業(以下「森林施業」という。)に従事する労働者をいう。

2 この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

平成八年四月十二日 衆議院會議録第十七号
林業改善資金助成法及び林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
林業労働力の確保の促進に関する法律案及び同報告書

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。)の組織する団体

二 造林業、育林業又は素材生産業を営む者
三 前号に掲げる者の組織する団体
四 前号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

第二章 基本方針及び基本計画

(基本方針)

第三条 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

二 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向

三 事業主が一体的に行う雇用の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

四 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣及び労働大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣にあっては林政審議会の意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

5 農林水産大臣及び労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第四条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

二 林業労働力の確保の促進に関する方針

三 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

四 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

五 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

3 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣及び労働大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主の改善措置

(計画の認定)

第五条 事業主は、単独で又は他の事業主若しくは第十一条第一項のセンターと共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置(以下「改善措置」という。)についての計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 改善措置の目標

二 改善措置の内容

三 改善措置の実施時期

四 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。

四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

(計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(林業改善資金助成法の特例)

第七条 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第二条第二項の林業労働福祉施設資金のうち政令で定める種類の資金であつて、第五条第一項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)が認定計画に従つて改善措置を行うのに必要なものの償還期間(償還期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の一認定事業主との限度額は、林業改善資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(課税の特例)

第八条 他の事業主及び第十一条第一項のセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた素材生産業を営む者(森林組合を含む。)又はその組織する団体(森林組合連合会を含む。)は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

(国有林野事業における配慮)

第九条 国は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項の国有林野事業をいう。)に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。

(指導及び助言)

第十条 国及び都道府県は、第五条第一項の認定を受けた者に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四章 林業労働力確保支援センター(指定等)

第十一条 都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇用の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援する

ことにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センター(以下「センター」という。)として指定することができ、

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所を所在地を公示しなければならない。
3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
(業務)
第十二条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。
一 認定事業主の委託を受けて、林業労働者の募集を行うこと。
二 新たに林業に就業しようとする者に対し、その就業に必要な林業の技術又は経営方法を实地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。

三 認定事業主に対し、認定計画に従つて新たに雇入れられる林業労働者に対する前号の資金の支給に必要な資金であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。
四 認定事業主に対し、森林施業の効率化又は森林施業における身体負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、事業主の事業の合理化に寄与する林業機械で農林水産大臣が定めるものの貸付けを行うこと。

五 林業労働者に対する前号の林業機械の利用

に関する技術の研修及び雇用管理者に対する研修を行うこと。

六 林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

七 林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、林業労働力の確保の促進を図るために必要な業務を行うこと。

(委託募集の特例等)

第十三条 認定事業主(他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた者に限る。)がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の林業労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出て、当該認定に係る認定計画に従つて当該募集に従事することができ、この場合には、職業安定法昭和二十二年法律第四十一号(第三十七条第一項の規定は、当該認定事業主については、適用しない。)

2 前項に規定する場合において、当該センターが同項の規定による届出をせずに林業労働者の募集に従事したときは、職業安定法第六十四条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、当該認定事業主については、適用しない。

3 職業安定法第三十八條第二項の規定は第一項の規定による届出があつた場合について、同法第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項の規定は第一項の規定による届出をして林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第二項の規定は第一項の規定による業務の実施状況の調査について、同法第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「林業労働力の確保の促進に関する法律(以下「林業労働力確保法」という。)第十三条第一項の届出をして林業労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「林業労働力確保法第三十七条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替へるものとする。

第十四条 公共職業安定所は、前条第一項の規定により林業労働者の募集に従事するセンターに対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

第十五条 林業就業促進資金(第十二条第二号及び第三号の貸付けに係る資金をいう。以下同じ。)は、無利子とする。

2 林業就業促進資金の償還期間(据置期間を含む。)は、二十年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 林業就業促進資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき四年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

4 林業就業促進資金の一借主ごとの限度額は、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(二時償還)
第十六条 センターは、林業就業促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、林業就業促進資金の全部又は一部につき、一時償還を請求するものとする。

一 林業就業促進資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)
第十七条 センターは、林業就業促進資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)
第十八条 センターは、政令で定めるところにより、その行う第十二条第二号及び第三号に掲げる業務(以下「資金貸付業務」という。)に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を森林組合法(昭和五十二年法律第三十八号)第一百一条第一項第三号の事業を行う森林組合連合会その他第二項第二号第三号に掲げる団体で政令で定めるものに委託することができる。

2 前項の森林組合連合会その他第二項第二号第三号に掲げる団体で政令で定めるものは、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

(業務規程)
第十九条 センターは、資金貸付業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(次項において「業務規程」という。)を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。
(事業計画等)
第二十条 センターは、毎事業年度、農林水産省令・労働省令で定めるところにより、事業計画

書及び収支予算書を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令・労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十一条 センターは、資金貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(報告)

第二十二条 都道府県知事は、第十二条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第二十三条 都道府県知事は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第十二条各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十四条 都道府県知事は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により指定を取り消した場合に

おける資金貸付業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(都道府県の貸付け)

第二十五条 都道府県は、センターが資金貸付業務を行うときは、センターに対し、当該業務に必要な資金を貸し付けることができる。

2 都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(政府の助成)

第二十六条 政府は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、貸付事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、貸付事業に係る資金の額が当該貸付事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一定額は、都道府県別に、農林水産大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(都道府県の特別会計)

第二十七条 前条第一項の規定により政府から補助金の交付を受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を林業改善資金助成法第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

(補助金の額)

第二十八条 政府が第二十六条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付事業の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額の二倍に相当する金額又は都道府県ごとに農林水産大臣が定める金額のいずれか低い額以内とする。

(納付金)

第二十九条 都道府県は、貸付事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における当該貸付事業に係る資金の未貸付額及びその後において支払を受けた当該貸付事業に係る資金の償還金の額の合計額の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

第五章 雇用管理者等

(雇用管理者)

第三十条 事業主は、常時労働省令で定める数以上の林業労働者を雇用する森林施業を行う事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を管理させるため、雇用管理者を選任するように努めなければならない。

一 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項

二 林業労働者の教育訓練に関する事項

三 その他林業労働者の雇用管理に関する事項

2 労働省令で定めるもの

2 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。

(雇用に関する文書の交付)

第三十一条 事業主は、林業労働者を雇入れたときは、速やかに、当該林業労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容その他労働省令で定める事項を明らかにした文書を交付するように努めなければならない。

第六章 罰則

(罰則)

第三十二条 第十三条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の

罰金に処する。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定による届出をしない

で、林業労働者の募集に従事した者

二 第十三条第三項において準用する職業安定法第三十八条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第十三条第三項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)」を、「看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律

第三号に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三号 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十九の次に次の一号を加える。

二十の二十 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第 号。第十三条の規定に限る。)

(林業改善資金助成法の一部改正)

第四号 林業改善資金助成法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「必要な資金」の下に「(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第 号)第十五条第一項の林業就業促進資金を除く。を加える。)

(農林水産省設置法の一部改正)

第五号 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四号第七号の次に次の一号を加える。

百七の二 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(労働省設置法の一部改正)

第六号 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四号第四十三号の七の次に次の一号を加える。

四十三の八 林業労働力の確保の促進に関する基本方針の策定に関すること。

第四号第五十一号中「及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成七年法律第二十号)」を、「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成七年法律第二十号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成

八年法律第 号)に改める。

第五号第五十三号の五の次に次の一号を加える。

五十三の六 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいて、基本方針を策定すること。

第十条第一項中「及び育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び林業労働力の確保の促進に関する法律」に改める。

理由

林業労働力の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、林業労働力の確保の促進に関する基本方針等を策定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講ずるとともに、都道府県知事が公益法人を林業労働力確保支援センターとして指定することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

林業労働力の確保の促進に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の林業生産活動の停滞、山村地域の過疎化・高齢化の進行等に対処し、林業労働力を確保することが急務となっていることにかんがみ、林業労働者を雇用して森林施業を行う者(以下「事業主」という。が一体となつて行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新規林業就業者の就業の円滑化のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

1 農林水産大臣及び労働大臣は、林業労働力の確保の促進に関する基本方針を定めなければならないものとする。

2 都道府県知事は、基本方針に即して、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めることができるものとする。

3 事業主は、単独で又は他の事業主若しくは7の林業労働力確保支援センターと共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。

4 3の認定を受けた事業主に対して、林業改善資金のうち林業労働力確保支援センターの償還期間及び貸付限度額の特例が適用されるものとする。

5 他の事業主及び7の林業労働力確保支援センターと共同して3の認定を受けた事業主に対して、固定資産の特別償却が適用されるものとする。

6 国は、国有林野事業において、森林施業を委託する場合には、3の認定を受けた事業主に委託するよう配慮するものとする。

7 都道府県知事は、事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化並びに林業就業者の新規参入の支援を通じて林業労働力の確保を図ることを目的とする民法第三十四条の法人を、都道府県に二を限って林業労働力確保支援センターとして指定することができるものとする。

8 他の事業主及び林業労働力確保支援センターと共同して3の認定を受けた事業主が、林業労働力確保支援センターに林業労働者の募集を委託しようとする場合には、労働大臣に対する届出をもつて職業安定法で必要とされる許可に代えることができるものとする。

9 林業労働力確保支援センターは、新規に林業に就業しようとする者又は新たに林業労働

者を雇入れようとする者の認定を受けた事業主に対して、無利子の資金を貸し付けるものとする。

10 事業主は雇用管理者を選任しよう努めなければならないものとする。ことに、林業労働者を雇入れたときは、雇用内容を明らかにした文書を交付するよう努めなければならないものとする。

11 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、近年の我が国林業を取り巻く厳しい環境の下において、林業労働力の確保の促進を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成八年度一般会計予算(農林水産省所管)に、十億五千四百万円が計上されている。

右報告する。

平成八年四月十一日

農林水産委員長 松前 仰

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙) 林業労働力の確保の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、林業労働力の確保の促進に遺憾なきを期すべきである。

記

一 都道府県知事は、基本計画を策定するに当たり、地域の林業労働力の状況及び問題点に的確に対処するため、幅広く林業関係者の意見を聴取して策定すること。

二 林業労働力確保支援センターの業務の推進に当たり、その円滑な運営が図られるよう、国、都道府県はもとより、市町村、森林組合などの

関係機関が密接な連携・協力を行うよう努めること。

三 新規参入する林業労働者の定着を図るため、山村地域における定住条件の整備、特に、居住環境の整備を積極的に推進すること。

右 木材の安定供給の確保に関する特別措置法案 国会に提出する。

平成八年二月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

目次

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 木材安定供給確保事業に関する計画(第四条 第十八条)

第三章 木材安定供給確保支援法人(第十七条 第二十六条)

第四章 罰則(第二十七条 第二十九条)

附則 第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業の利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。

(指定地域) 第二条 都道府県知事は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六十一条の規定により定められた森林計画区を勘案して、次に掲げる要件に該当する地域を指定地域として指定することができる。

一 その地域における森林(森林法第二条第一

項に規定する森林をいう。以下同じ。)の林齢その他の森林資源の状況からみて、林業の利用の合理化を図るべき相当規模の森林があること。

二 その地域における木材の生産及び流通の状況からみて、その地域において木材の安定的な取引関係の確立(これと併せて実施する乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設(以下「木材生産流通改善施設」という。))の整備を含む。)が行われることにより、木材製造業の事業規模が拡大すると認められること。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

ることができ。

事業計画には、次に掲げる者が木材製造業者等又は森林所有者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置(以下「促進措置」という。)に関する計画を含めることができる。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体

二 木材生産業者若しくは木材卸売業者を営む者又は木材取引のために開設される市場(政令で定めるものに限る。)を開設する者

三 前号に掲げる者の組織する団体

事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 木材安定供給確保事業の目標

二 木材安定供給確保事業(促進措置を含む。以下同じ。)の内容に関する次に掲げる事項及び実施時期

イ 取引関係に関する事項

ロ 伐採する森林の所在場所、保安林(森林法第二十五条の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)その他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採給その他農林水産省令で定める事項

ハ 木材生産流通改善施設を整備しようとする場合にあっては、当該施設の種類及び規模

二 促進措置に関する計画を含める場合にあっては、当該促進措置の内容(ハ)に掲げる事項を除く。)

三 木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 森林法第五十一条の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつていない民有林(同項に規定する民有林をいい、保安林並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ。)において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第二項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造

都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 その事業計画に係る木材安定供給確保事業が地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画に照らして適当であると認められること。

三 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四 地域森林計画の対象となつていない民有林において木材生産流通改善施設を整備するために開発行為をしようとする場合にあっては、森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

五 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあっては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る指定施設要件(森林法第三十三条第一項に規定する指定施設要件をいう。及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。)

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ。)

において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第二項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)をしようとする場合にあっては、当該施設の位置、配置及び構造

都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 その事業計画に係る木材安定供給確保事業が地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画に照らして適当であると認められること。

三 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四 地域森林計画の対象となつていない民有林において木材生産流通改善施設を整備するために開発行為をしようとする場合にあっては、森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

五 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあっては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る指定施設要件(森林法第三十三条第一項に規定する指定施設要件をいう。及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。)

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る認定を受けた者であるときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない。

(計画の変更等)

第五條 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更しようとするときは、当該事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)が同条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者(当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という。)が認定事業計画に従って木材安定供給確保事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(事業計画の認定の特例)

第六條 国が森林所有者として加わって事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第四條第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該事業計画について国が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、第四條第一項又は前条第一項の認定があったものとみなす。

2 第四條第五項の規定は、都道府県知事が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(伐採の届出の特例)

第七條 認定事業者が認定事業計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条第一項本文の規定は、適用しない。

(開発行為の許可の特例)

第八條 認定事業者が認定事業計画に従って木材生産流通改善施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の第二項の許可があったものとみなす。

(保安林における伐採の許可の特例)

第九條 認定事業者が保安林の区域内において認定事業計画に従って立木を伐採する場合には、森林法第三十四条第一項の許可があったものとみなす。

(森林施業計画の変更の特例)

第十條 森林法第十一条第五項(同法第十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第三項において同じ。)又は同法第十八条の第二項の認定を受けた森林所有者(同法第十八条の規定に基づき、数人共同して、同法第十一条第五項の認定を受けたものを含む。以下「認定森林所有者」という。)が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林施業計画(その変更につき同法第十二条第三項(同法第十八条の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する同法第十一条第五項又は同法第十八条の第三項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第三項において準用する同法第十八条の第二項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)の内容と異なる内容の事業計画について第四條第一項又は第五條第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者は、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事(同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣。第三項において同じ。)に当該森林施業計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森林法第十二条第三項中の

「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第 号)第十条第一項」と読み替えて、同項(同法第十八条の第三項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。の規定を適用する。

3 都道府県知事は、認定森林所有者が第一項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林施業計画に係る森林法第十一条第五項又は第十八条の第二項の認定を取り消すことができる。

(森林組合等の事業の利用の特例)

第十一條 森林組合は、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第一項、第二項及び第七項に規定する事業のほか、組合員のための事業計画の作成の事業を行うことができる。

(森林組合は、森林組合法第九條第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のために事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四條第一項又は第五條第一項の認定を受けようとする森林所有者に、前項の規定による事業を利用させることができる。)

第十二條 森林組合は、森林組合法第九條第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のために事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四條第一項の認定を受けた森林所有者である組合員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林(当該森林組合の地区内にあるものに限る。)に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第九條第二項第三号に掲げる事業(木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)を利用させることができる。

2 森林組合は、森林組合法第九條第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のために事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四條第一項の認定を受けた森林所有者である組合員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林(当該森林組合の地区内にあるものに限る。)に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第九條第二項第三号に掲げる事業(木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)を利用させることができる。

2 森林組合連合会は、森林組合法第百一条第七項ただし書の規定にかかわらず、所屬員(同条第一項第一号に規定する所屬員をいう。以下この項において同じ。)のために事業の遂行を

妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四條第一項の認定を受けた森林所有者である所屬員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林(当該森林組合連合会の地区内にあるものに限る。)に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第百一条第一項第五号に掲げる事業(木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。)を利用させることができる。

(国有林野事業における配慮)

第十三條 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項の国有林野事業をいう。)における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

(資金の確保)

第十四條 国及び都道府県は、認定事業計画に従って木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十五條 国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十六條 都道府県知事は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三章 木材安定供給確保支援法人

(指定)

第十七條 農林水産大臣は、木材の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、木材安定供給確保支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

平成八年四月十二日 衆議院会議録第十七号

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案及び同報告書

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 3 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。 4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。 (業務) 第十八条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 認定事業計画に基づく木材の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。)を保証すること。 二 木材安定供給確保事業を促進するため、木材の生産又は流通に関する情報の提供及び展示会の開催その他の木材の需要の開拓を行うこと。 三 指定地域内において木材安定供給確保事業に関する情報の提供、相談その他の援助を行う団体の業務について、連絡調整を図り、及び助言、指導その他の援助を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 五 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、素材生産業、木材製造業又は木材卸売業を営む者その他政令で定める者による木材の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。)を保証すること。 (業務の委託) 第十九条 支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号及び第五号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、	前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。 (業務規程の認可) 第二十条 支援法人は、第十八条第一号及び第五号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 3 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。 (事業計画等) 第二十一条 支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (区分経理) 第二十二条 支援法人は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。 (農林水産省令への委任) 第二十三条 前二条に定めるもののほか、支援法人が債務保証業務を行う場合における支援法人の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。	(報告及び検査) 第二十四条 農林水産大臣は、第十八条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要限度において、支援法人に対し、当該業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、支援法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (改善命令) 第二十五条 農林水産大臣は、第十八条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (指定の取消し) 第二十六条 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。 一 第十八条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。 二 指定に關し不正の行為があつたとき。 三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。 四 第二十条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。 2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 第四章 罰則 第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三十	万円以下の罰金に処する。 一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 二 第二十五条の規定による命令に違反する行為をした者 第二十八条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に關し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。 附 則 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
理由 木材の安定供給を確保するため、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化に資する事業を共同して行おうとする森林所有者、木材製造業者等に対し森林法の適用の特例措置等を講ずるとともに、木材安定供給確保支援法人の指定等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	木材の安定供給の確保に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、製品輸入の増大、木材価格の低迷等我が国木材産業を巡る厳しい情勢の下において、森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保することが喫緊の課題と		

なっていることにかんがみ、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

1 都道府県知事は、林業の利用の合理化を図ることが相当と認められる森林が存在し、木材の安定的な取引関係の確立によって木材製造業の事業規模が拡大すると認められる地域を、指定地域として指定できるものとする。

2 指定地域内の木材製造業者等と森林所有者等は、共同して、木材安定供給確保事業に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。

3 2の認定を受けた木材製造業者等及び森林所有者等に対して、伐採の届出、開発行為の許可、保安林における伐採の許可及び森林施業計画の変更に関して、森林法の特例が適用されるものとする。

4 2の認定を受けた木材製造業者等及び森林所有者等で森林組合員以外の者に對し、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る事業及び2の計画の作成に関して、森林組合法の員外利用制限の特例が適用されるものとする。

5 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進を図るため、国有林野事業における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

6 農林水産大臣は、木材の安定供給の確保を支援することを目的とする民法第三十四条の法人を全国に一を限って木材安定供給確保支援法人として指定することができるものとする。

7 木材安定供給確保支援法人は、2の計画に基づく木材の買受けに係る債務の保証、木材の生産又は流通に関する情報の提供、指定地域内において木材安定供給確保事業を支援す

る団体に対する連絡調整、指導等を行うものとする。

8 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、我が国林業及び木材産業を巡る厳しい情勢の下において、森林所有者等から木材製造業者等への木材の安定供給を確保するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成八年四月十一日

農林水産委員長 松前 仰

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

木材の安定供給の確保に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、木材の安定供給の確保に遺憾なきを期すべきである。

記

一 森林所有者等と木材製造業者等との木材の安定的な取引関係の確立を図るため、優良事例の紹介、関連制度に関する情報の提供等に努めるとともに、地方公共団体、林業・木材産業関連団体との連携・協力の推進により、木材安定供給確保支援法人による支援が円滑に実施されるよう努めること。

二 木の良さについての消費者に対する普及啓発、公共施設の木造化の推進等木材の需要拡大に努めるとともに、木材流通拠点施設の近代化、情報化の推進等消費者ニーズに即応しうる木材流通の合理化を推進すること。

三 木質住宅部材の標準化、プレカット部材の供給拡大等を図り、木造軸組工法住宅の生産の合

理化を推進するとともに、木材乾燥施設の整備、高性能製材機械の導入等による木材製造業の近代化を推進すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第二、三、十二号の発送は都合により後日となるため、第十七号を先に発送しました。)

発行所	
虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局	千一〇五 東京都港区
電 話	
08 (3587) 4294	
定 価	
(配本 送体 別)	本号一部 一〇〇三円